

2022-10 税務・労務・法務情報

RR 2022-08 電子請求書・領収証の発行ガイドライン

TRAIN法の施行により、電子請求書・領収書システム（EIS - Electronic Invoicing/Receipting System）が導入されることが定められています。まだBIRのHP上ではシステムが稼働していませんので、システム構築後に手続き詳細規定が案内されるものと思われます。

適用対象者に該当する場合は、ご注意ください。

（適用対象者）

1. 物品もしくはサービスの輸出に従事する納税者
2. 電子商取引に従事する納税者
3. 大規模納税者サービス管轄下の納税者（Large Taxpayers）

* 上記に該当しない納税者も、選択任意適用が可能としています。

（EIS手続き）

1. 手書き「OR」「Invoice」発行に代えて、E-Receipt/Invoiceを発行しなければならない
2. CAS（Computerized Accounting System）、CRM（Cash Register Machines）、POS（Point of Sales）の登録が必要
3. 上記2. のシステムを利用してBIRのEISへ売上データをオンライン提出する

（ガイドライン）

1. 適用対象者は、E-Receipt/Invoiceを発行し、その売上データは「Standard Application Programming Interface (API)」ガイドラインに従い提出する。
2. 適用対象者はEIS利用前に事前登録が求められる。
3. 事前登録した者に対してEIS Certificateが発給される。
4. 適用対象者は、売上データの提出前にPTT（Permit to Transmit）の申請を行う。
5. 売上データオンライン提出は、PTT承認後直ちに開始されなければならない。
6. 売上データオンライン提出は、取引日後3日以内に行わなければならない。
7. 暗号化されたデータの送信には、Java Script Object Notation (JSON) フォーマットによる。
8. EISへのログインは承認された権限者のみとなる。
9. 違反した場合はペナルティーの対象となる。
10. 適用対象者以外の者は、手書き「OR」「INVOICE」の発行が認められる。
11. EIS利用者は、SLS（Summary List of Sale）の提出は不要となる。但し、購入（輸入）リストは別途提出が必要。

（雑則）

- ・ EISにより発行するORは、手書きORと同じ記載要件に従う。
- ・ EIS適用者は、手書きORの発行はできない。

ジャパンデスク 清水 麻利

(英語・タガログ語⇄日本語翻訳業務担当)